

八戸市体育館の建て替えに関する実施方針(案)の概要について

実施方針策定の目的

P F I 法に基づき、民間事業者等を選定するため
の方針を定めるもの

対象とする施設

- ・新八戸市体育館
- ・長根公園内のスポーツ関連施設等
(Y S アリーナ八戸及び八戸市弓道場除く)

事業方式

B T O 方式

八戸市体育館の建て替えに関する実施方針(案)の概要について

事業期間

令和 8 年度から令和27年度までを想定

事業内容	事業期間
水泳プール等の解体撤去	令和 8 年度～13年度
新体育館の設計及び建設	
新体育館等の維持管理 及び運営	令和13年度～27年度
八戸市体育館の解体撤去	事業対象外

八戸市体育館の建て替えに関する実施方針(案)の概要について

P F I 事業者の選定

- ・ 選定方法 公募型プロポーザル方式
- ・ 選定スケジュール

日 程	内 容
令和7年3月	実施方針(案)等の公表
令和7年6月	実施方針等の公表
令和7年11月	募集要項等の公表
令和8年4月	提案審査書類の受付
令和8年5～6月	審査及び優先交渉権者の決定
令和8年7月	基本協定の締結
令和8年9月	事業本契約の締結

八戸市体育館の建て替えに関する実施方針(案)の概要について

応募者が備えるべき参加資格要件

応募者の構成

- ・ 応募者は複数の企業から構成される企業グループ
- ・ 応募者を構成する企業（構成員）

設計企業	新体育館の設計業務を実施
建設企業	新体育館の建設業務を実施
工事監理企業	新体育館の工事監理業務を実施
維持管理企業	新体育館等の維持管理業務を実施
運営企業	新体育館等の運営業務を実施

八戸市体育館の建て替えに関する実施方針(案)の概要について

構成員の分類

代表企業	・ PFI事業者に出資あり（最大議決権保有） ・ PFI事業者から直接業務を受託又は請け負い
構成企業	・ PFI事業者に出資あり（議決権保有） ・ PFI事業者から直接業務を受託又は請け負い
協力企業	・ PFI事業者に出資なし ・ PFI事業者から直接業務を受託又は請け負い
特定建設企業	・ PFI事業者に出資なし ・ 建設企業から工事を請け負い

- ・ 構成員には、市内に本店を有する企業を含めるものとする。
- ・ 代表企業、構成企業及び協力企業は、同時に他の応募者の構成員となることはできないものとする。
- ・ 建設企業又は特定建設企業には、市内に本店を有する電気工事を請け負う企業及び管工事を請け負う企業を含めるものとする。

八戸市体育館の建て替えに関する実施方針(案)の概要について

応募者の資格要件

設計	・ 市内に本店のある企業を 1 者以上含めるよう努めること ・ H22以降、延床面積5,000㎡以上の公共施設の実施設計 ・ H22以降、積雪寒冷地で延床面積2,000㎡以上の公共施設の実施設計
建設	・ 市内に本店のある企業を 1 者以上含めること ・ H22以降、延床面積5,000㎡以上の公共施設の建設工事 ・ H22以降、積雪寒冷地で延床面積2,000㎡以上の公共施設の建設工事
工事 監理	・ 市内に本店のある企業を 1 者以上含めるよう努めること ・ 建設企業が兼務していないこと
維持 管理	・ 市内に本店のある企業を 1 者以上含めるよう努めること ・ H22以降、国又は地方公共団体の所管するスポーツ施設等の維持管理業務を継続して 2 年以上受託 ・ 障がい者雇用計画があること
運営	・ 市内に本店のある企業を 1 者以上含めるよう努めること ・ H22以降、国又は地方公共団体の所管するスポーツ施設等の運営業務を継続して 2 年以上受託 ・ 障がい者雇用計画があること

八戸市体育館の建て替えに関する実施方針(案)の概要について

事業実施予定地

- ・長根公園内水泳プール及びスポーツ研修センターの位置するエリアを想定

施設構成

施設名	内容
メインアリーナ	バスケットボールコート 3 面分の面積を想定
サブアリーナ	バスケットボールコート 1 面分の面積を想定
武道場	柔・剣道場ともに試合場 2 面分の面積を想定
トレーニングルーム	現状と同程度の規模を想定
その他の諸室	事務室、会議室、放送室、医務室、キッズスペース、更衣室、シャワー室、トイレ等

八戸市体育館の建て替えに関する実施方針(案)の概要について

水泳プールについて

8レーンの屋内25m公認プールとし、観客席の整備を想定していたが、

- ・市内小中学校において、使用可能な水泳プールが減少していることから、将来の学校体育の授業の場としての利用を考慮した場合、水深の浅い子ども用プール等の必要な機能や運営方法等について、さらに検討が必要なこと

- ・水深の浅い子ども用プール等の必要な機能を追加した場合、水泳プールに関する機能が増大し、新体育館に集約することが構造上難しくなり、また、新体育館内の他の施設の動線に影響を及ぼすこと

から、新体育館内には含めず、長根公園内の別な場所に配置することを検討することとする。